

第268回（第21期第2回）

島根県内水面漁場管理委員会

日 時：令和3年3月23日（火） 13:30～

場 所：島根県松江市御手船場町557-7 労働会館 2階 201中会議室

出席委員：嶺田直樹、門脇幹男、玉田一、錦織滋、二本木俊二

藤原國利、林能伸、柳原知郎、高原輝彦

欠 席：高橋泰子

1 開会

原事務局長が開会を宣言

出席委員が法定の定足数を満たしていることを確認

2 挨拶

太田課長挨拶（省略）

3 議事

（1）遊漁規則の変更について（諮問）

（2）島根県漁業調整規則の変更について（諮問）

（3）令和3年度内水面における水産動植物の目標増殖量について（協議）

（4）内水面漁場管理委員会指示について（協議）

4 議事の顛末

原事務局長 第21期第2回島根県内水面漁場管理委員会を開催したいと思います。

まず、委員の出欠状況を御報告いたします。本日、高橋委員が御欠席ということで、1名の欠となっています。法定の定足数、過半数は満たしていますので、会議は成立しているということを御報告いたします。

それでは、まず門協会長から一言御挨拶のほうよろしく願いいたします。

〔門協会長挨拶〕

原事務局長 ありがとうございます。

続いて、島根県農林水産部水産課、太田課長から一言御挨拶を申し上げます。

〔太田課長挨拶〕

原事務局長 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

5番：門協会長 それでは、議事に入ります。規定により、議事録署名者に3番：藤原委員、6番：玉田委員を指名します。よろしくお願いいたします。

続いて、議題に入らせていただきます。議題1、遊漁規則の変更について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

5番：門協会長 ただいまの事務局の説明に対して、質問等はありませんでしょうか。ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、事務局の説明内容を了承することとし、議題1の審議を終了します。

続いて議題2、島根県漁業調整規則の改正について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

5番：門協会長 ただいまの事務局の説明に対して、質問はありませんでしょうか。ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、事務局の説明内容を了承することとし、議題2の審議を終了いたします。

続いて、議題3、令和3年度内水面における水産動植物の目標増殖量について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

5番：門協会長 この令和3年度目標増殖量は、各漁協にとって重要な内容と思います。ただいまの事務局の説明に対して、質問等はありませんでしょうか。

9番：錦織委員 斐伊川漁協です。この計画や実績に報告をしていますが、若干、付け加えたいと思います。斐伊川漁協には、斐伊川漁業振興会という一般財団がございます。その中の河川環境保全事業で、河川の草刈り、立木の伐採及び清掃等も行っており、昨年は23団体、これは組合員及び地域住民を取り込んだ取組ということで実施しています。今年度も同様の計画をしています。また、斐伊川に尾原ダムがありますが、ダムの下流の水質が悪いということで、アユに適さない藻類がたくさん増えて、その対策として、いろいろな取組をしています。昨年からは国交省出雲事務所にお世話になって、河川へ土砂を還元するというので、川に土砂を流して、藻類を除去しました。昨年は、2月に約100立米行いました。今年は3月11日に300立米実施しました。これも継続してやっていただけるようお願いして、現在も取り組んでいます。

以上簡単ではございますが、若干付け加えて報告したいと思います。

5 番：門協会長 御意見ということでよろしいですかね。

9 番：錦織委員 はい。

5 番：門協会長 ほかにございませんか。

それでは、事務局の説明内容を了承することとし、議題3の審議を終了します。

続きまして、議題4、内水面漁場管理委員会の指示について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

5 番：門協会長 ただいまの事務局、議題4の説明に対して質問はございませんか。

私から1点よろしいですか。ページ21、22の資料を広く組合員とか、取り扱っている市町村等にも、何らかの形で周知しておく必要があると思うのですが、どうでしょうか。

曾田GL：県のホームページ等で公開してしまして、広く周知を図っているところです。

原事務局長：委員会指示を発動しますということになれば、漁協や市町村等に、改めて通知を行うと思いますが、そのときは、この資料21ページ、22ページも同封させていただいて、周知に活用していただけたらなと思っています。

5 番：門協会長 分かりました。ぜひお願いします。

ほかにございませんか。

それでは、事務局の説明内容を了承することとして、議題4の審議を終了いたします。

ここで、その他全体を通して何かございませんか。

10番：二本木委員 ウナギの委員会指示はいつまでですか。

竹谷書記 今現在、委員会指示で制限をかけている魚種としてゴギ、コイ、ニホンウナギ、アユという説明をしました。その中でニホンウナギについては、全国的に資源が減少していて、またワシントン条約等でも絶滅危惧種に指定されているため、全国の内水面漁協で一体となって守っていかなければならないという流れがあり、第20期の委員会でも複数回にわたって議論いただいた結果、産卵のために秋に川や湖から海に下る全長30センチ以上のウナギについて、各漁協の事情も考慮したうえで、期間を定めて採捕を禁止するという委員会指示を発出しているところです。

その委員会指示の有効期限は、確かに3月31日で切れています。初めてのニホンウナギに係る委員会指示でしたので、試験的に期限を1年として委員会指示を発出したところです。今後、ウナギを引き続き保護していく必要があるということ、この内水面漁場管理委員会の中でもう一度考えていただいて、令和3年の11月から同様の内容で指示を継

続するのか、それとも各漁協の事情も考慮しながら採捕禁止期間に検討を加えたうえで発出していくのかを議論いただくことになると思います。

太田課長 少し補足いたしますと、下りウナギは秋からになりますので、3月、4月から秋までは関係ないため、秋に開催する委員会の中で、こちらも資料を用意させていただきまますので、基本的には継続ということになると思いますが、また改めて協議していただくということになるかと思っています。

5番：門協会長 よろしいですか。たしか下流域ということで、神西湖と宍道湖は少し禁止期間が違っていたかと思いますが。

竹谷書記 正確には11月1日から翌年3月31日までの期間で、宍道湖とその流出入河川については1月から3月、また神西湖とその流出入河川については12月から翌年3月ということで、水系によって、禁止期間の幅があるという指示になっています。

3番：藤原委員 神戸川漁協はしっかりと、11月1日から3月31日で、去年から周知しています。また、会の理事会等でも、徹底しています。

10番：二本木委員 恐らく1年で終わりということにはならないと思いますので、今回の委員会の中である程度話を出しておく、周知を図るのに各漁協の対応としても、色々な準備等ができるかと思っています。そういう意味で、やはり早めに対応されるのがいいのではないかなと感じています。

原事務局長 分かりました。

太田課長 この委員会指示の発動までには、何回か委員会の中で議論をして11月にこぎ着けたのですが、令和3年度は5月ぐらいに1回話があれば良いのか、それとも、もっと遅い時期でも周知等の準備が間に合うのか、この辺りはどんな感じでしょうか。

10番：二本木委員 各漁協によってまた違うでしょう。我々は継続してやるべきだと思いますので、そこら辺は何ら問題ないと思います。

原事務局長 御意見として参考にさせていただいて、もし次回でかなわなければ、その次の発動のときには早めの対応ができるような形で、あらかじめ協議をさせていただくとか、対応について考えていきたいと思っています。

5番：門協会長 特に宍道湖の場合は、影響が大きいですので、例えばいつからいつまでというよりも、委員会指示があったということにして、終わりの期間を設定しないということも一つの方法かなと思います。

原事務局長 今1年ですけども、これを3年なのか5年なのかですけど、もう少し長期間

でということでしょうかね。どちらがいいでしょうか。

太田課長 長期間になると固定化するので、状況の変化があったときに対応できないこともあります。皆様にご協力いただくのは非常にありがたいですが、今回も少し状況を見ながらということで、1年にさせていただいていたところです。もう少し長くできるとかやはり厳しいという、実情を含めて1年様子を見ようということだったので、会長からいただいた意見も念頭に置きつつ、当初5年ぐらいは1年間で継続することで様子を見たほうが良いかとも思います。どのぐらい漁協の経営等に影響するかとかいうこともあると思いますので、長期間にするか否かとかいうのは、また委員会でもお諮りをさせていただいて、協議をさせていただきながら、決めていけたらなと思っています。

5番：門協会長 じゃあ、今後の課題ということで。

太田課長 はい。

ほかにございませんか。

原事務局長 会長、すみません。逆質問みたいな形になってもよろしければ。

少し暖かくなって、アユの遡上も少し姿が見えてきたりするのかなという気がします。もしよろしければ、御承知の範囲内で結構ですので、状況をお聞かせいただけるとありがたいなと思うのですが。

10番：二本木委員 江川につきましては、昨年はまだ3月ぐらいから河口のほうに何回か上っているという情報が入っていましたが、今のところまだそういう情報は入っていません。ただ、先般から天然アユを捕る作業を江津の港で2回ぐらやっていますが、港の中では若干魚が見えていますので、多少遅れているのかなというのが今のところの状況です。まだ川に上がったという情報は今のところ入っていないですね。

9番：錦織委員 川の遡上は、分かりませんが去年は、ダムで再生産したものが、4月中旬頃、かなりいました。今年も期待していますが、まだ現場は見えていませんが、遡上するのではないかと考えています。

8番：嶺田委員 高津川漁協では、3日、4日前に300匹ぐらいの群れが高津川新大橋の上から確認できたという報告がありました。私も写真を見させてもらって確認しました。去年よりも10日ぐらい早い。去年は、見えても300匹とかの群れではなくて、目視で確認されないような感じでしたので、今年はまあまあ良いのではないかと、今のところは少し期待しています。

原事務局長 ありがとうございます。

8番：嶺田委員 昔から大雪の年には遡上が良いと高津川のほうで言われています。どこも多分一緒だと思いますが、やはり今の海水水温、表面水温が下がれば稚魚が長生きするのではないかと思います。

6番：玉田委員 三隅川ですが、そろそろ時期ではないかということで、気にしています。アユの姿はまだ見えないのですが、シラサギが飛び回ることありますので、ひょっとしたらという気はしていますが、まだ目で見ていません。

3番：藤原委員 神戸川も3月12日にサケの放流を5万匹ぐらいしましたが、その際に大きな堰のところに鳥が来ていないので、まだじゃないかなということで待っています。

原事務局長 すみません、ありがとうございます。参考になりました。

5番：門協会長 そのほか、委員の皆さんからございませんか。

それでは、その他については終了します。

次回の委員会の開催予定はどうなっていますか。

原事務局長 先ほども下りウナギの話題がありましたけど、次回の委員会では、下りウナギの委員会指示について協議する必要がございます。遅くとも、10月までのところで、次回の委員会を開催したいと思います。先ほどの意見もございましたので、10月にやるのか、それより少し前倒ししてやるのかということは、もう少し検討させていただけたらなと思っています。

5番：門協会長 そういたしますと、事務局が用意した議事は全て終了しました。

委員の皆さんから、何かございませんか。

ないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

県職員及び事務局職員として出席したものの職氏名

水産課	課長	太田 耕平
	漁場環境・内水面グループリーダー	曾田 一志
	企画員	高橋 一郎
松江水産事務所	所長	飯塚 武志
	水産課長	伊藤 博理
	主任	富田 賢司
浜田水産事務所	所長	道根 淳
	企画員	為石 雄司
水産技術センター	所長	川島 隆寿
内水面漁場管理委員会	事務局長	原 修一
	主任技師	竹谷 万理

以上、顛末を記し、その相違ないことを認証する。

令和3年3月23日

議長 門脇 幹男

議事録署名者 藤原 國利

議事録署名者 玉田 一